

令和 5 年度

第 12 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

# 千葉市農業委員会総会議事録

令和6年2月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和5年度第12回千葉市農業委員会総会を千葉市役所2階X L会議室201・202に招集した。

## <会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第4号 特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第5号 千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	10件
議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	3件
議案第7号 千葉市農地利用最適化推進委員の委嘱について	

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について	1件
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	5件
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	36件
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	12件
報告第6号 賃借料情報の提供について	

<出席委員> (17名)

1番	秋庭重樹	2番	石井一也
3番	小川友安	4番	長谷部衡平
5番	芳澤和哉	6番	小島英男
7番	横山清亮	8番	槀本泉
9番	佐々木貴史	10番	秋葉重雄
11番	大塚秀行	12番	脇田章子
13番	清宮惠理子	14番	小林直樹
15番	市原律子	16番	高橋芳和
17番	齊藤憲次		

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長	中田照子
次長補佐	齋藤聰子	農地活用班長	佐々木聰子
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	森末豪		

	開 会 （ 午前10時00分 ）
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまより、令和5年度第12回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 16番 高橋 芳和 委員      議席番号 17番 齊藤 憲次 委員</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページから6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります東京都調布市に在住の方が、義務者であります中央区宮崎1丁目に在住の方が所有する中央区南生実町の農地を、新規就農のため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>面接した権利者によりますと、相模原市の市民農園において「ほうれんそう」などの生産をしているとのことです。</p> <p>将来においては、規模拡大を視野に入れ、取り組むとのことです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、「インゲン、ほうれんそう、じゃがいも」などを予定しております。</p> <p>次に、第2項です。</p> <p>お手元の資料7ページから12ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります佐倉市上志津に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります、若葉区若松町に在住の方が所有する若葉区</p>

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>小倉町の農地を、新規就農のため、使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>面接した権利者によりますと、権利者は「きくらげ」などの栽培を行っている会社を、6年間経営していたとのことです。</p> <p>将来においては、規模拡大を視野に入れ、取り組むとのことです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、「しいたけ」を予定しております。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>次に、第3項です。</p> <p>お手元の資料13ページから19ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります佐倉市大篠塚に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります佐倉市大篠塚在住の方が所有する若葉区下泉町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>面接した権利者によりますと、権利者が経営する法人において「芋」や「米」の生産をすることです。将来においては、規模拡大を視野に入れ、取り組むとのことです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、「栗、さつまいも、米」を予定しております。</p> <p>次に、第4項です。</p> <p>お手元の資料20ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区天戸町に在住の方が、義務者であります群馬県高崎市に在住の方が所有する花見川区天戸町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、「長ネギ」を予定しております。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>次に、第5項です。</p> <p>お手元の資料は、21ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区誉田町2丁目に在住の方が、義務者であります緑区あすみが丘2丁目に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、「芝」を予定しております。</p> <p>次に、第6項です。</p> <p>お手元の資料22ページから23ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります美浜区真砂1丁目に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります東京都国分寺市に在住の方が所有する緑区大木戸町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p>
-------------------	---

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>申請地の取得後の作目は、「甘藷、ほうれんそう」を予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p>
橋本委員	第3項について、権利者の法人は農地所有適格法人でしょうか。
事務局	義務者の方が立ち上げた農地所有適格法人となります。
清宮委員	第2項について、すべての施設をリースにより取得するのでしょうか。
事務局	そのように聞いております。
清宮委員	リース・借入先の事業者はハウス等を保有しているのでしょうか。
事務局	当該事業者が銀行のリース会社であることは把握していますが、どのような施設をリースしているかまでは把握しておりません。
清宮委員	<p>ハウスは今後も増やす予定とのことですが、比較的費用がかかるものであり、またリースの仕組み等も不明なことから、経営が成り立つのか不安に思いました。</p> <p>次に、権利者の方は、以前熊本県で「きくらげ」の栽培を行う会社の経営を行っていたとのことですが、これらを止めた理由がわかれれば教えてください。</p>

事務局	当権利者の方は熊本県で経営していた法人を売却後、都内で会社勤めをしていましたが、再度農業に携わりたいとのことで、本申請に至ったとのことです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、举手願います。
議場	———— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案第2号ですが、第1項から第5項につきましては、現地調査を実施いたしました。 議案書4ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 本案件は、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料24ページから27ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、特定流通業務施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、貝塚インターチェンジから北東に約4キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。 被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、汚水は合併浄化槽で処理後、側溝に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー一分を側溝へ接続します。

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>次に、第3項です。</p> <p>お手元の資料28ページから31ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、JR誉田駅から東に約1.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンス、土堰堤を設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>次に、第4項です。</p> <p>お手元の資料32ページから35ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、預金通帳の写しを添付しております。</p> <p>本案件は、駐車場・資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、京成千原線大森台駅から南に約1.1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と幼稚園があることから第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、のり面の角度を30度とし、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>他法令関係は、宅地造成規制法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>次に、第5項です。</p> <p>お手元の資料36ページから39ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p>
-------------------	--

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、J R 誉田駅から東に約 2.7 キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、土堰堤、フェンスを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>次に、第 6 項です。</p> <p>お手元の資料 4 0 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台北駅から北西に約 900 メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から 500 メートル以内に大学と歯科医院があることから第 3 種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書の 7 ページをご覧ください。</p> <p>次に、第 7 項です。</p> <p>お手元の資料 4 1 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、京成千原線学園前駅から南西に約 800 メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から 1 キロメートル以内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p>
-------------------	--

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>次に、第8項です。</p> <p>お手元の資料4 2ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、JR土気駅から西に約1.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンス、土堰堤を設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しております、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願ひします。</p>
橋本委員	<p>第3項について、雨水を自然浸透で処理することですが、土堰堤を設置しても雨水がオーバーフローするという事例が見受けられます。本件は、申請土地が非常に大きな面積であることからも、調整池を設置する必要があるのではないかと思います。申請土地が一定の面積を超える場合には、調整池の設置を要件とすることを要綱等で定めることはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>要綱には強制力がないので、申請者に義務を課すためには法的根拠が必要になります。太陽光発電施設用地とする場合には開発許可の対象ではないので、開発に関する規制もできない状況です。今後国の動向等を注視していきたいと思います。</p>

橋本委員	わかりました。千葉県内で山林を切り開いて太陽光発電事業を行っている場所で、土地改良区にまで水が流れて困惑しているという事例も新聞で目にしました。都市計画法上の開発行為で、一定規模の面積を超える場合には調整池を設置することとなっているので、このことは要望として受け止めていただければと思います。
横山委員	第1項について、申請地の場所は市民農園として利用されていたかと思いますが、本申請により市民農園はなくなってしまうのでしょうか。
事務局	申請地は以前、市民農園や筍掘り体験等を行う場所として利用されていましたが、登録を取り消し、現在は廃業している状態です。移転等も特にないとのことです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について第1項から第3項の千葉県農業会議諮問案件については、諮問に対する意見が許可相当であれば許可、不許可相当であれば次回総会で再度検討することとし、その他の項については許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	―― 挙手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案書の8ページをご覧ください。 第1項と第2項は関連案件となりますので、一括してご説明いたします。 資料は43ページから46ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。 本件は、千葉県茂原市に所在を置く法人が、千葉市若葉区東寺山町に

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>在住の個人の方々が所有する、同町の畠計3筆において、近隣のプラント施設改修工事の作業用地及び工事車両の駐車場として利用するため一時転用許可を取得するものです。</p> <p>施設の概要としましては、農地を土木シートで養生し、その上に鉄板を敷き、造成等は行いません。</p> <p>被害防除対策として、作業用地には仮囲いを設置し、排水については、それぞれ雨水は自然浸透、汚水は発生しません。</p> <p>一時転用期間は、許可日から令和9年1月31日です。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、緑区誉田町1丁目に在住の方が所有している、同町の畠4筆、合計面積1,581平方メートルについて、買取り申出者の夫が農業の主たる従事者であったことを、令和6年1月29日の現地調査により、山下推進委員に確認していただきました。</p>

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	———— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方が所有する同町の畠2筆、合計面積5,182平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は、「オクラ、ほうれん草」です。</p> <p>第2項と11ページの第3項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>千葉県富里市立沢所在の農地所有適格法人が、緑区高田町在住の方、</p>

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>他1名が所有する同町の畠11筆、合計面積5, 687平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は、「小松菜」です。</p> <p>第4項は、若葉区川井町所在の農地所有適格法人が、若葉区高根町在住の方が所有する同町の田1筆、面積2, 661平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は、「水稻」です。</p> <p>次に12ページをご覧ください。</p> <p>第5項は、若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方が所有する同町の畠1筆の一部、面積2,150平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、「さといも、さつまいも、落花生」です。</p> <p>第6項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。</p> <p>第6項から13ページの第8項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区おゆみ野中央所在の農地所有適格法人が、同区平川町在住の方、他2名が所有する同町、若葉区富田町の畠7筆、合計面積12, 229平方メートルに賃借権を新規又は再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ブルーベリー」です。</p> <p>次に14ページをご覧ください。</p> <p>第9項は、花見川区武石町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畠1筆、面積353平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、「人参」です。</p> <p>第10項は、緑区土気町所在の農地所有適格法人が、同区平山町在住の方が所有する同町の田2筆、合計面積2, 380平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、「水稻」です。</p> <p>第1項から第10項の合計面積は、30, 642平方メートルです。</p> <p>全項について、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
-------------------	---

議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	———— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第5号については、原案どおり決定といたします。</p> <p>次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。被相続人が所有し、耕作していた若葉区都賀5丁目の畠1筆、面積1,220平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。</p> <p>相続人である千葉県茂原市在住の妹が、被相続人から、引き続き耕作を行っていることを、竹下推進委員と事務局職員にて、1月23日に現地調査を実施し確認しております。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>被相続人が所有し、耕作していた稻毛区宮野木町の畠2筆、面積計2,997平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。</p> <p>相続人である稻毛区小中台町在住の子が、被相続人から、引き続き耕作を行っていることを、竹下推進委員と事務局職員にて、1月23日に現地調査を実施し確認しております。</p> <p>議案書の17ページをご覧ください。</p> <p>次に第3項です。</p>

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>被相続人が所有し、耕作していた緑区養田町1丁目の畠3筆、面積計2,683平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。</p> <p>相続人である同区同町在住の子が、被相続人から、引き続き耕作を行っていることを、山下推進委員と事務局職員にて、1月26日に現地調査を実施し確認しております。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p>
横山委員	<p>第2項及び第3項について、相続人の方は相続開始前において農業に従事した実績がないことですが、相続を開始するに当たり就農するということでしょうか。</p>
事務局	<p>お見込みのとおりです。</p>
横山委員	<p>同じく第2項及び第3項について、いずれのケースも被相続人の方がかなりの規模の農地を所有していて、相続されるのはその一部とのことですが、農地の利用状況はどのようにになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回相続税の納税猶予の特例適用を受けようとする農地以外の場所についても、耕作を続ける意向であると聞いております。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ———</p>

議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「千葉市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案書別冊をおめくりください。</p> <p>議案第7号「千葉市農地利用最適化推進委員の委嘱について」ですが、農業委員会等に関する法律17条第1項の規定に基づき千葉市農地利用最適化推進委員を委嘱しようとするものです。</p> <p>欠員となっていた第4地区の推進委員について、2名の方からご応募頂き、千葉市農地利用最適化推進委員の選考等に係る要綱及び同選考要領に基づき組織された、千葉市農地利用最適化推進委員選考委員会により、1月に書類選考、2月に面接試験を行い、結果として伊原茂継氏を候補者とするものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>お聞きのとおりでございます。</p> <p>議案書のとおり、第4地区の農地利用最適化推進委員を委嘱してよろしいか採決いたします。委嘱することに賛成の方は挙手願います。</p>
議場	———— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は原案どおり決定といたします。委嘱式は、午後の合同会議の冒頭で執り行いたいと思います。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の18ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、1件ございました。</p>

事務局	<p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の 19 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、5 件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の 20 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の 25 ページまでに 36 件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の 26 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、2 件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の 27 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 5 号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、12 件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があつたもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の 28 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 6 号「賃借料情報の提供について」は、農地法第 52 条に基づき本市における賃借料を算出し、毎年、情報提供しているものです。</p> <p>具体的には、昨年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に、農地</p>
-----	---

事務局	<p>法第3条による許可や農用地利用集積計画の公告を行ったデータなどを基に算出した、10アール当たりの賃借料水準について、田・畠別、行政区別にお示ししたもので、金額は記載のとおりです。</p> <p>農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、参考として情報提供するものであり、今後、農業委員会だより3月号や農業委員会のホームページなどにより、周知する予定です。</p> <p>なお、中央区、稻毛区については、田・畠とともに事例がなかったため、記載しておりません。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和5年度第12回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p>

閉　　会　(午前10時45分)